

資 料 編

(第 7 章)

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

新編全史綱目

第7章 資料編

1 丹沢大山に係る指定植物一覧表	95
2 丹沢大山に生息する哺乳類	98
3 丹沢大山に生息する鳥類	99
4 自然公園法	101
5 神奈川県立自然公園条例	111
6 自然公園区域内における森林の施業について(昭和34年11月9日 国発第643号 国立公園部長通知)	116
7 生物の多様性に関する条約	119
8 丹沢大山の美林	131
9 「丹沢大山保全計画」策定経過	134
10 丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園図	139

1 丹沢大山に係る指定植物一覧表

丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園の特別地域において、許可を受けなければ採取してはならない高山植物その他これに類する植物は次のとおりです。

なお、※のついた植物は、神奈川県立丹沢大山自然公園のみの指定植物です。

(昭和56年 3月23日環境庁告示第34号・昭和57年 1月12日神奈川県告示第19号)

科 名	種 名	科 名	種 名
ヒカゲノカズラ	スギラン、マンネンスギラ		マハンショウツル（コミヤマハンショウツルを含む。）トリガタハンショウツル、シロバナハンショウツル、バイカオウレン、シロカネソウ、トウゴクサバノウ、オキナグサ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、※コセリバオウレン
イワヒバ	ヒモカズラ、イワヒバ		
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ		
オシダ	ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ノコギリシダ、エビラシダ、イナイノデ、コガネシダ		
チャセンシダ	クモノスシダ	メギ	イカリソウ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワダレヒトツバ、イワオモダカ、オオクボシダ	ウマノスズクサ	ランヨウアオイ、カントウカンアオイ、オトメアオイ、ウスバサイシン
ヤナギ	シライヤナギ	オトギリソウ	フジオトギリ、コオトギリ
タデ	ハルトラノオ	アブラナ	フジハタザオ、イワハタザオ、シコクハタザオ
ナデシコ	フジナデシコ、オオビランジ（ビランジ、ツルビランジを含む。）、ワダソウ、ヒゲネワチガイ	ベンケイソウ	ツメレンゲ、マツノハマンネングサ、アオベンケイ
キンポウゲ	ハコネトリカブト、レイジンソウ、ヤビツブシ、オオヤマブシ、ホソバトリカブト、タンザワトリカブト、ミスミソウ（スハマソウを含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、ミヤ	ユキノシタ	ヒトツバショウマ、フジアカショウマ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ヤシャビシヤク、ジンジソウ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウを含む。）、ウラベニダイモンジソウ、ハルユ

	キノシタ、※ギンバイソウ		カゲツツジ、キヨスミミツ バツツジ、シロヤシオ、ト ウゴクミツバツツジ、サラ サドウダン、ハコネコメツ ツジ、※バйкаツツジ、※ シロバナフウリンツツジ、 ※アブラツツジ、※ハコネ ハナヒリノキ、※ベニドウ ダン
バラ	シロバナノヘビイチゴ、イ ワキンバイ、サンショウバ ラ、オヤマシモツケ、イワ シモツケ、※オオウラジロ ノキ、※マメザクラ		
フウロソウ	コフウロ、※ミツバフウ ロ、※タチフウロ		
グミ	ハコネグミ	サクラソウ	コイワザクラ
スマレ	コミヤマスミレ、シコクス ミレ、※アケボノスミレ、 ※ヒナスミレ、※ナガバノ スミレサイシン、※エイザ ンスミレ	リンドウ	オヤマリンドウ、リンド ウ、ハナイカリ、ホソバツ ルリンドウ、※センブリ
アカバナ	ヒメアカバナ、トダイアカ バナ	ガガイモ	クサタチバナ、※タチガシ ワ
ヤマトグサ	ヤマトグサ	アカネ	ツルアリドオシ、イナモリ ソウ
ミズキ	ゴゼンタチバナ	ムラサキ	ムラサキ
セリ	イワニンジン、ミシマサイ コ、ミヤマニンジン	シソ	アシタカジャコウソウ、シ モバシラ、ヤマジオウ
イワウメ	ヒメイワカガミ、ヤマイワ カガミ、イワカガミ（コイ ワカガミ、オオイワカガミ を含む。）	ナス	アオホオズキ（タカオホオ ズキを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョ ウソウ、ギンリョウソウモ ドキ、ギンリョウソウ、ベ ニバナイチヤクソウ、マル バノイチヤクソウ	ゴマノハグサ	ヤマウツボ（ケヤマウツボ を含む。）、ハンカイシオ ガマ、ヒメクワガタ、クガ イソウ
		イワタバコ	イワタバコ
ツツジ	イワナンテン、ムラサキツ リガネツツジ、ミツバツツ ジ、サツキ、レンゲツツジ （キレンゲを含む。）、ヒ	ハマウツボ	キヨスミウツボ
		スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ、 キバナウツギ

オミナエシ	キンレイカ		ウチワテンナンショウ、スルガテンナンショウ、※ヒトツバテンナンショウ、※ヤマジノテンナンショウ
マツムシソウ	マツムシソウ		
キキョウ	フクシマシャジン、イワシャジン、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ	ラン	ムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン、セッコク、ハコネラン、アオスズラン、カキラン、オニノヤガラ、ナヨテンマ、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ムヨウラン、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドウシラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、コケイラン、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキソチドリ、オオバナオオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン、カヤラン、イイヌマムカゴ、トンボソウ、キバナノショウキラン、ハクウンラン、ショウキラン、※クマガイソウ、※アツモリソウ、※コアツモリソウ、※ウチョウラン、※オノエラン、※ヒナチドリ、※カモメラン、※イワチドリ、※フジチドリ、※ムカゴソウ、※ダイサギソウ、※ノビネチドリ、※ツレサギソウ、※オオヤマサギソウ、※ツチアケビ、※ミズチドリ
キク	テイショウソウ、ヤハズハハコ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、サワシロギク、ハコネギク、カニコウモリ、テバコモミジガサ、ホソエノアザミ、クサヤツデ、ハコネヒヨドリ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、オオモミジガサ、アカイシコウゾリナ、ミヤコアザミ、キントキヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、トゲキクアザミ、セイタカトウヒレン、タンザワヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、※キクタニギク、※メタカラコウ		
ユリ	スズラン、カタクリ、シロバナショウジョウバカマ、イワギボウシ、ヤマユリ、コオニユリ、クルマユリ、チャボゼキショウ、サガミジョウロウホトトギス、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ、アマナ		
ビャクブ	ナベワリ		
サトイモ	ユモトマムシグサ、シコクヒロハテンナンショウ、ハ		

2 丹 沢 大 山 に 生 息 す る 哺 乳 類

丹沢大山自然環境総合調査報告書（平成 9年 3月発行）第10章丹沢山地動植物目録より
抜粋（絶滅種及び帰化種を除く。）

科 名	種 名	科 名	種 名
トガリネズミ	ジネズミ カワネズミ	ネズミ	カゲネズミ ハタネズミ アカネズミ ヒメネズミ カヤネズミ
モグラ	ヒメヒミズ ヒミズ アズマモグラ		
キクガシラコ ウモリ	キクガシラコウモリ	クマ	ツキノワグマ
ヒナコウモリ	アブラコウモリ ユビナガコウモリ ニホンテングコウモリ	イヌ	タヌキ キツネ
オナガザル	ニホンザル	イタチ	テン イタチ アナグマ
ウサギ	ノウサギ	イノシシ	ニホンイノシシ
リス	ニホンリス ホンドモモンガ ムササビ	シカ	ニホンジカ
ヤマネ	ヤマネ	ウシ	ニホンカモシカ

3 丹 沢 大 山 に 生 息 す る 鳥 類

丹沢大山自然環境総合調査報告書（平成 9年 3月発行）第10章丹沢山地動植物目録より
抜粋（野生化又は逸出した飼い鳥を除く。）

科 名	種 名	科 名	種 名
カイツブリ	カイツブリ、カンムリカイツブリ	シギ	アオアシシギ、クサシギ、キアシシギ、イソシギ、アカエリヒレアシシギ、ヤマシギ
ウ	カワウ		
サギ	アオサギ、ダイサギ、アマサギ、コサギ、ササゴイ、ゴイサギ、ミゾゴイ	カモメ	ユリカモメ
		ハト	キジバト、アオバト
タカ	ミサゴ、ハチクマ、トビ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ	カッコウ	ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス
		フクロウ	コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、フクロウ、トラフズク
ハヤブサ	チョウゲンボウ、チゴハヤブサ、ハヤブサ	ヨタカ	ヨタカ
カモ	オシドリ、ヒドリガモ、アメリカヒドリ、ヨシガモ、オカヨシガモ、トモエガモ、コガモ、マガモ、カルガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ミコアイサ、ウミアイサ、カワアイサ	アマツバメ	ハリオアマツバメ、アマツバメ、ヒメアマツバメ
		カワセミ	ヤマセミ、カワセミ、アカショウビン
		ブッポウソウ	ブッポウソウ
		キツツキ	アオゲラ、コゲラ、オオアカゲラ、アカゲラ
キジ	コジュケイ、ヤマドリ、キジ	ヒバリ	ヒバリ
クイナ	クイナ	ツバメ	ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ
チドリ	イカルチドリ、コチドリ		

セキレイ	キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、タヒバリ		カ、キビタキ、ムギマキ、オオルリ、サメビタキ、エゾビタキ、コサメビタキ、サンコウチョウ
サンショウクイ	サンショウクイ	エナガ	エナガ
ヒヨドリ	ヒヨドリ	シジュウカラ	コガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ヤマガラ
モズ	チゴモズ、アカモズ、モズ	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ
レンジャク	キレンジャク、ヒレンジャク	メジロ	メジロ
カワガラス	カワガラス	ホオジロ	ホオジロ、ホオアカ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、ノジコ、アオジ、クロジ
ミソサザイ	ミソサザイ		
イワヒバリ	イワヒバリ、カヤクグリ	アトリ	アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ベニヒワ、ハギマシコ、ベニマシコ、オオマシコ、ナキイスカ、ウソ、シメ、イカル
ヒタキ	コマドリ、ノゴマ、コルリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、ノビタキ、イソヒヨドリ、マミジロ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、シロハラ、マミチャジナイ、ツグミ、ノハラツグミ、ヤブサメ、ウグイス、コヨシキリ、オオヨシキリ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、キクイタダキ、セッ	ハタオリドリ	スズメ
		ムクドリ	ムクドリ
		カラス	カケス、オナガ、ホシガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

4 自 然 公 園 法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- (2) 国立公園 わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。以下同じ。）であって、環境庁長官が第10条第1項の規定により指定するものをいう。
- (3) 国定公園 国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、環境庁長官が第10条第2項の規定により指定するものをいう。
- (4) 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であって、都道府県が第41条の規定により指定するものをいう。
- (5) 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
- (6) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

(国等の責務)

第2条の2 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法（平成5年法律第91号）第3条から第5条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 この法律の適用に当たっては、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3条で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 国立公園及び国定公園

第1節 削除（昭和47年法律第85号）

第4条から第9条まで削除

第2節 指定

(指定)

第10条 国立公園は、環境庁長官が、自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境庁長官が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 環境庁長官は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第11条 環境庁長官は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 環境庁長官は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府

県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第3節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第12条 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、環境庁長官が、審議会の意見を聞いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、環境庁長官が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。

- 3 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

- 4 環境庁長官又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第13条 環境庁長官は、国立公園に関する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

- 2 環境庁長官は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(国立公園の公園事業の執行)

第14条 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。

- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境庁長官の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

- 3 国及び公共団体以外の者は、環境庁長官の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

(国定公園の公園事業の執行)

第15条 国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

- 2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

- 3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

(承認又は認可による公園事業の執行)

第16条 前2条の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、政令で定める。

(清潔の保持)

第16条の2 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第4節 保護及び利用

(特別地域)

第17条 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境庁長官の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第4号の2に掲げる行為を除く。）若しくは第4号の2に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 木竹を伐採すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(4) の2 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

(5) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

(8) 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(9) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

(10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第4号の2に掲げる行為を除く。）又は同項第4号の2に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 次の各号に掲げる行為については、前4項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、総理府令で定めるもの。

(特別保護地区)

第18条 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境庁長官の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区

が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（前条第3項第4号の2に掲げる行為を除く。）若しくは前条第3項第4号の2に指定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 前条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる行為
- (2) 木竹を損傷すること。
- (2) の2 木竹を植栽すること。
- (3) 家畜を放牧すること。
- (4) 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
- (5) 火入又はたき火をすること。
- (6) 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
- (7) 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (8) 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4 特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為（前条第3項第4号の2に掲げる行為を除く。）又は前条第3項第4号の2に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前3項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、総理府令で定めるもの
- （海中公園地区）

第18条の2 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、海中公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境庁長官の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第1号、第4号及び第5号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものは、この限りでない。

- (1) 第17条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる行為
- (2) 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに環境庁長官が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
- (3) 海面を埋め立て、又は干拓すること。
- (4) 海底の形状を変更すること。
- (5) 物を係留すること。
- (6) 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

4 海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中公園地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前3項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行なう行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、総理府令で定めるもの

(条件)

第19条 第17条第3項、第18条第3項及び前条第3項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

(普通地域)

第20条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、都道府県知事に対し、総理府令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他総理府令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号、第3号、第5号及び第7号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が総理府令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が総理府令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

(6) 土地の形状を変更すること。

(7) 海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

2 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第1項の届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

4 環境庁長官又は都道府県知事は、第1項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第2項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第1項の届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、総理府令で定めるもの

(3) 国立公園、国定公園若しくは海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(原状回復命令等)

第21条 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の規定、第19条の規定により許可に附せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第22条 環境庁長官又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の規定による許可を受けた者又は第20条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境庁長官又は都道府県知事は、第17条第3項、第18条第3項、第18条の2第3項、第20条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第17条第3項各号、第18条第3項各号、第18条の2第3項各号若しくは第20条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第23条 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更にについて準用する。

(利用のための規制)

第24条 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引き、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提

示しなければならない。

第5節 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第25条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助)

第26条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第27条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担)

第28条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第29条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第30条 前3条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令で定める。

(適用除外)

第31条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第6節 雑則

(実地調査)

第32条 環境庁長官又は都道府県知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、環境庁長官以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り

第1項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第33条 削除（昭和37年法律第161号）

（公害等調整委員会の裁定）

第34条 第17条第3項、第18条第3項、第18条の2第3項又は第20条第2項の規定による環境庁長官又は都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第18条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（損失の補償）

第35条 国は、第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の許可を得ることができないため、第19条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第20条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、環境庁長官にこれを請求しなければならない。

3 環境庁長官は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に関し、都道府県は都道府県が行う公園事業の執行に関し、第32条第1項の規定による当該職員の実行行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「環境庁長官」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

（訴の提起）

第36条 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して3箇月以内に訴をもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

（負担金の強制徴収）

第37条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、環境庁長官は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境庁長官は、総理府令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5%の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、環境庁長官は、国税滞納処分の例により前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

（権限の委任）

第38条 この法律の定める環境庁長官の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（協議）

第39条 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変

更又は特別地域、特別保護地区若しくは海中公園地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 環境庁長官以外の国の機関は、第14条第1項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。

3 国の機関は、第15条第1項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第40条 国の機関が行う行為については、第17条第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあっては環境庁長官に、国定公園にあっては都道府県知事に協議しなければならない。

2 国の機関は、第17条第4項から第6項まで、第18条第4項若しくは第5項、第18条の2第4項若しくは第5項又は第20条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 環境庁長官又は都道府県知事は、第20条第1項の規定による届出の例による通知があった場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

(原生自然環境保全地域との関係)

第40条の2 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に含まれないものとする。

第3章 都道府県立自然公園

(指定)

第41条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

(保護及び利用)

第42条 都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第4節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第24条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第1項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(実地調査)

第43条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第32条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第1項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第44条 都道府県は、第42条第1項の規定に基く条例の規定による処分又は前条の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第45条 第42条第1項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分に不服がある者は、その

不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、第34条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
(協議等)

第46条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県が第42条第1項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第40条の規定の例による。
(報告、助言又は勧告)

第47条 環境庁長官は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境庁長官は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国立公園等との関係)

第48条 国立公園若しくは国定公園又は自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

第4章 罰則

第49条 第21条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号の1に該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定に違反した者

(2) 第19条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第51条 第20条第2項の規定による処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条第5項の規定に違反した者

(3) 第22条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第22条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第24条第1項第1号に掲げる行為をした者

(6) 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、第24条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(7) 第32条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第54条 第42条又は第43条の規定に基く条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和32年10月1日から施行する。

(国立公園法の廃止)

2 国立公園法(昭和6年法律第36号)は、廃止する。(以下省略)

5 神 奈 川 県 立 自 然 公 園 条 例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県内にあるすぐれた自然の風景地の風致を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 神奈川県立自然公園 神奈川県内にあるすぐれた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）であって、知事が第3条の規定により指定するものをいう。

(2) 公園計画 神奈川県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。

第2章 指定

(指定)

第3条 自然公園は、知事が、関係市町村の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 自然公園の指定は、前項の告示によりその効力を生ずる。

(指定の解除又は区域の変更)

第4条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第3章 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第5条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村の意見を聞いて決定する。

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の変更及び廃止)

第6条 知事は、前条の公園計画又は公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならない。

2 前条第2項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第7条 公園事業は、神奈川県（以下「県」という。）が執行する。

2 市町村その他の公共団体は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

3 前2項に規定する者以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 前2項の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、規則で定める。

(公園事業の執行に要する費用)

第8条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(補助)

第9条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に対して、その公園事業の

執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第10条 第3条の規定は国の機関の行う事業について、前2条の規定は道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第4章 保護及び利用

(特別地域の指定等)

第11条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、関係市町村の意見を聞き、その区域内に特別地域を指定することができる。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びに区域の変更について準用する。

(特別地域内の行為の制限)

第12条 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際、既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 本竹を伐採すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(6) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。

(7) 高山植物その他これに類する植物で、知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(8) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

(9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

2 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際、当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3箇月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

3 特別地域内において非常災害のために必要な応急処置として第1項各号に掲げる行為をした者は、すみやかに知事にその旨を届け出なければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、前3項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの。

(条件)

第13条 知事は、前条第1項の許可には、自然公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第14条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) その規模が、規則で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(3) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第1項の届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

4 知事は、第1項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第2項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第1項の届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(3) 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(原状回復命令等)

第15条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第1項の規定、第13条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第16条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第1項の規定による許可を受けた者又は第14条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況、その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第12条第1項、第14条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第12条第1項各号若しくは第14条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

(集団施設地区)

第17条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基いてその区域内に集団施設地区を指定することができる。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更にについて準用する。

(利用のための規制)

第18条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行

為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引き、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

第5章 雑則

(実地調査)

第19条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下本条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り第1項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(職員の身分の証明)

第20条 第16条第2項、第18条第2項及び前条第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第21条 県は、第12条第1項の許可を得ることができないため、第13条の規定により許可に条件を付されたため、又は第14条第2項の規定による処分を受けたために損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に関し、第19条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償する。

3 前2項の規定による補償を受けようとする者は、知事に請求しなければならない。

4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第6章 罰則

(罰則)

第22条 第15条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項の規定に違反した者

(2) 第13条の規定により許可に付された条件に違反した者

第24条 第14条第2項の規定による処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条第5項の規定に違反した者
- (3) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (7) 第19条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第7章 補則

(委任規定)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和34年10月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 神奈川県県立公園条例（昭和25年神奈川県条例第43号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(以下省略)

6 自然公園区域内における森林の施業について

(昭和34年11月 9日 国発第 643号)
(都道府県知事宛 国立公園部長通知)

国立公園及び国定公園区域内における森林の施業については、従来林野庁との間にとりかわした数次に亘る覚書、取り決め等によりその取扱を定めてきたところであるが、今般、林野庁と協議して、これらを整理統一のうえ合理化し、かつ、自然公園法に基づく都道府県立自然公園区域内における森林の施業にも適用できるよう、別紙のとおり定めたので、今後、自然公園区域内における森林の施業については、次により取扱に遺憾なきを期せられたい。(別紙)

自然公園区域内における森林の施業について

(昭和34年 8月12日国発第 468号 国立公園部長照会)
(昭和34年11月 2日34林野指第6,417 林野庁長官回答)

第1 国立公園及び国定公園

1 森林施業制限細目

1 一般事項

国立公園及び国定公園区域内の森林の施業は、国有林野（公有林野等官行造林地を含む。以下同じ。）にあっては経営計画（公有林野等官行造林地施業計画を含む。以下同じ。）民有林にあっては地域森林計画に基づき風致の維持を考慮して行わなければならない。

経営計画又は地域森林計画を定める場合は、原則として国立公園及び国定公園の特別地域、普通地域別に施業方法を定めるものとする。

2 特別地域における制限

特別地域内における森林の施業に関する制限は、国立公園計画及び国定公園計画において定める第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域の区分（別紙）に従いそれぞれ次のとおりとする。

ただし、第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域の区分の未決定の特別地域内の森林の施業に関する制限については、林野庁長官と国立公園部長が協議して定めるものとする。

第1種特別地域

(イ) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。

(ロ) 単木択伐法は、次の規定により行う。

A 伐期令は、標準伐期令に見合う年令に10年以上加えて決定する。

B 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

第2種特別地域

(イ) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。

- (ロ) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。
- (ハ) 伐期令は標準伐期令に見合う年令以上とする。
- (ニ) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。
- (ホ) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。
- (ヘ) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。
- (ト) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。

但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

第3種特別地域

- (イ) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

3 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林の施業に関する制限について、厚生大臣はそれぞれの地区につき農林大臣と協議して定めるものとする。

4 普通地域内における制限

風致の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。

2 特別地域内の森林の施業に関する手続

1 民有林

国立公園の特別地域（第3種特別地域を除く。）内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当たっては、あらかじめ森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を定め、九月末日までに厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。（注：平成3年の森林法改正に伴う環境庁と林野庁間の確認により、地種区分未定の特別地域に限り、知事は環境庁長官の承認を受けることとされ、地種区分の定められた特別地域については承認は必要なくなっている。）地域森林計画の変更により特別地域の施業要件を変更する場合には、その都度これを厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。

国立公園の特別地域（第3種特別地域を除く。）内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当たっては、森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を決定するものとする。

2 国有林野

国立公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当たっては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、林野庁長官はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき厚生大臣に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様とする。ただし、すでに協議済みの経営計画と著しい変更のない場合は厚生大

臣に通知することをもってこれにかえるものとする。

経営計画に基づく自動車道及び事業所の新設のうち、国立公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、厚生大臣が風致維持又は公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際林野庁長官に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり、林野庁長官はその実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。

国定公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当たっては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、営林局長はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき都道府県知事に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様とする。ただし、すでに協議済みの経営計画と著しい変更のない場合は都道府県知事に通知をもってこれにかえるものとする。

経営計画に基づく自動車道及び事業所の新設のうち、国定公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、都道府県知事が風致維持又は公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際営林局長に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり営林局長は、その実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。

前1号及び3号によって編成された経営計画に基づいて営林局署が行う行為については、厚生大臣又は都道府県知事に協議又は通知を要しないものとする。

第2 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園内の森林の施業については、国立公園及び国定公園の場合に準じて取扱うものとし、国有林野については、営林局長と都道府県知事が協議して定めるものとする。

(別紙)

特別地域は第1種、第2種、第3種に区分しその取扱は次による。

第1種特別地域は、特別地域中で風致維持の必要のもっとも高いもので、特別保護地区について公園の核心的な景観の地域である。その取扱は極力現在の景観の保護を図ることとし、原則として公園計画で決定された施設のみが許容される地域である。ただし景観に及ぼす影響が極めて軽微な行為は場所によっては許容される。

第2種特別地域は、風致維持の必要度の中位のものであって、風致維持が効果的に行われるよう規制を図り、産業開発その他の行為については風致維持上必要がある場合は制限を加えることがある。ただし産業的利用との間につとめて調整を図る。

第3種特別地域は、特別地域中では風致維持の必要度が比較的少ない地域で、風致上の規制を行うにあつては、特に景観に重大な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制し、通常の産業行為は原則として許可されるものである。

7 生物の多様性に関する条約

(平成5年12月21日、条約第9号)

前文

締約国は、

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、

生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、

生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、

諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し、

諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、

生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、

生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることを留意し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、

更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、

更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を公平に配分することが望ましいことを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府間機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、

新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることを確認し、

更に、開発途上国のニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、

この点に関して後発開発途上国及び島嶼(しょ)国の特別な事情に留意し、

生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和に貢献することに留意し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のための既存の国際的な制度を強化し及び補完することを希望し、

現在及び将来の世代のため生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決意して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。

第2条 用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。

「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。）から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。

「飼育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従っ

てこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」には、バイオテクノロジーを含む。

第3条 原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

第4条 適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

- (a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域
- (b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。）については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

第5条 協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。
- (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

第7条 特定及び監視

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第10条までの規定を実施するため、次のことを行う。

- (a) 附属書Iに列記する区分を考慮して、生物

の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

- (b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。
- (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。

- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。

- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

- (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。

- (l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。

- (m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

第9条 生息域外保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
- (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
- (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
- (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設定及び維持について協力すること。

第10条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、

は、次のことを行う。

- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
- (d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

第11条 奨励措置

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

第12条 研究及び訓練

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
- (b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
- (c) 第16条、第18条及び第20条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

第13条 公衆のための教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。
- (b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

第14条 影響の評価及び悪影響の最小化

- 1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
 - (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
 - (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
 - (c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
 - (d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。
 - (e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む。）を促進すること。

- 2 締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

第15条 遺伝資源の取得の機会

- 1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
- 2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条

約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

- 3 この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第19条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
- 4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
- 5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
- 6 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
- 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第16条 技術の取得の機会及び移転

- 1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。
- 2 開発途上国に対する1の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（相互に合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。）の下に、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度に従って、これらを行い又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この2の規定は、3から5までの規定と両立するように適用する。
- 3 締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によって保護される技術を

含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受けられるようにするため、必要な場合には第20条及び第21条の規定の適用により、国際法に従い並びに4及び5の規定と両立するような形で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

- 4 締約国は、開発途上国の政府機関及び民間部門の双方の利益のために自国の民間部門が1の技術の取得の機会の提供、共同開発及び移転をより円滑なものにするよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとり、これに関し、1から3までに規定する義務を遵守する。
- 5 締約国は、特許権その他の知的所有権がこの条約の実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、そのような知的所有権がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないことを確保するため、国内法令及び国際法に従って協力する。

第17条 情報の交換

- 1 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。
- 2 1に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条1の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

第18条 技術上及び科学上の協力

- 1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。
- 2 締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することによって特別の考慮を払うべきである。
- 3 締約国会議は、その第1回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。
- 4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流につい

ての協力を促進する。

- 5 締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。

第19条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

- 1 締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）の当該研究の活動への効果的な参加（実行可能な場合には当該遺伝資源を提供する締約国における参加）を促進するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 2 締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。その取得の機会は、相互に合意する条件で与えられる。
- 3 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。
- 4 締約国は、3に規定する生物の取扱いについての自国の規則（利用及び安全に係るもの）並びに当該生物が及ぼす可能性のある悪影響に関する入手可能な情報を当該生物が導入される締約国に提供する。その提供は、直接に又は自国の管轄の下にある自然人若しくは法人で当該生物を提供するものに要求することにより、行う。

第20条 資金

- 1 締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。
- 2 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む。）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適

用のため、締約国会議は、その第1回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

- 3 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。
- 4 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。
- 5 締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。
- 6 締約国は、開発途上締約国（特に島嶼（しょ）国）における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。
- 7 開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

第21条 資金供与の制度

- 1 この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第1回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第1文の資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管

理の仕組みの下で運営する。

- 2 締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第1回会合において、資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。）を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。
- 3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも2年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。
- 4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

第22条 他の国際条約との関係

- 1 この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。
- 2 締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。

第23条 締約国会議

- 1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第1回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後1年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第1回会合において決定する一定の間隔で開催する。
- 2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後6箇月以内に締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持するときに開催する。
- 3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに事務局の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。
- 4 締約国会議は、この条約の実施状況を當時検討し、このため、次のことを行う。
 - (a) 第26条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びに

そのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

- (b) 第25条の規定に従って提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を検討すること。
 - (c) 必要に応じ、第28条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。
 - (d) 必要に応じ、第29条及び第30条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。
 - (e) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。
 - (f) 必要に応じ、第30条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。
 - (g) 特に科学上及び技術上の助言を行うため、この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。
 - (h) この条約が対象とする事項を扱っている他の条約の執行機関との間の協力の適切な形態を設定するため、事務局を通じ、当該執行機関と連絡をとること。
 - (i) この条約の実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。
- 5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関（政府又は民間のものいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の3分の1以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第24条 事務局

- 1 この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。
 - (a) 前条に規定する締約国会議の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
 - (b) 議定書により課された任務を遂行すること。
 - (c) この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
 - (d) 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(e) その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。

2 締約国会議は、その第1回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

第25条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関連する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2 1の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。

(b) この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価のための準備を行うこと。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。

(e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

3 1の補助機関の任務、権限、組織及び運営については、締約国会議が更に定めることができる。

第26条 報告

締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

第27条 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかった場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。

3 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1又は2の規定により解決することができなかった紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 附属書Ⅱ第1部に規定する手続による仲裁

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託

4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書Ⅱ第2部の規定により調停に付する。

5 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第28条 議定書の採択

1 締約国は、この条約の議定書の作成及び採択について協力する。

2 議定書は、締約国会議の会合において採択する。

3 議定書案は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

第29条 この条約及び議定書の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約又は議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも6箇月前に事務局がそれぞれこの条約又は当該議定書の締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約及び議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

4 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対し書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議定書の締約国の少なくとも3分の2が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国

の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

- 5 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第30条 附属書の採択及び改正

- 1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、手続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。
- 2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。
 - (a) この条約の追加附属書又は議定書の附属書は、前条に定める手続を準用して提案され及び採択される。
 - (b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から1年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言を撤回することができるものとし、この場合において、附属書は、(b)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。
 - (c) 附属書は、寄託者による採択の通報の日から1年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。
- 3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。
- 4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第31条 投票権

- 1 この条約又は議定書の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、1の票を有する。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票

権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第32条 この条約と議定書との関係

- 1 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。
- 2 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。当該議定書の批准、受諾又は承認を行わなかったこの条約の締約国は、当該議定書の締約国の会合にオブザーバーとして参加することができる。

第33条 署名

この条約は、1992年6月5日から同年6月14日まではリオ・デ・ジャネイロにおいて、同年6月15日から1993年6月4日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第34条 批准、受諾又は承認

- 1 この条約及び議定書は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。
- 2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約又は当該議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその1又は2以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。
- 3 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第35条 加入

- 1 この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。
- 2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。
- 3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入

する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第36条 効力発生

- 1 この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 2 議定書は、当該議定書に規定する数の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 3 この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 4 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- 5 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第37条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第38条 脱退

- 1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から2年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。
- 2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。
- 3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第39条 資金供与に関する暫定的措置

国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第21条の要件に従って十分に再編成されることを条件として、この条約の効力発生から締約国会議の第1回会合までの間又は締約国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

第40条 事務局に関する暫定的措置

第24条2に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締約国会議の第1回会合までの間

暫定的に、国際連合環境計画事務局長が提供する。

第41条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

第42条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1992年6月5日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

附属書Ⅰ 特定及び監視

- 1 生態系及び生息地
高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの
移動性の種が必要とするもの
社会的、経済的、文化的又は科学的に重要であるもの
代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に関係しているもの
- 2 種及び群集
脅威にさらされているもの
飼育種又は栽培種と近縁の野生のもの
医学上、農業上その他経済上の価値を有するもの
社会的、科学的又は文化的に重要であるもの
指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要であるもの
- 3 社会的、科学的又は経済的に重要であり、かつ、記載がされたゲノム及び遺伝子

附属書Ⅱ

第1部 仲裁

第1条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第27条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約又は議定書の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該議定書のすべての締約国に送付する。

第2条

- 1 2の当事国間の紛争の場合については、仲裁裁判所は、3人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各1人の仲裁人を任命し、このようにして任命された2人の仲裁人は、合意により第3の仲裁人を指名し、第3の仲裁人は、当該仲裁裁判所において裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。
- 2 2を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で1人の仲裁人を任命する。
- 3 仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

第3条

- 1 第2の仲裁人が任命された日から2箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く2箇月の期間内に裁判長を指名する。
- 2 いずれかの紛争当事国が要請を受けた後2箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く2箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第4条

仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第5条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第6条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第7条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

- (a) すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
- (b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第8条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第9条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第10条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第11条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第12条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第13条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第14条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から5箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第15条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第16条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第17条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第2部 調停

第1条

いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事

国が別段の合意をしない限り、5人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ2人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第2条

2を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。2以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第3条

調停委員会の設置の要請が行われた日の後2箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長

は、引き続き2箇月の期間内に当該任命を行う。

第4条

調停委員会の最後の委員が任命された後2箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続き2箇月の期間内に委員長を指名する。

第5条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第6条

調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

かながわの美林50選（昭和63年選定）より抜粋

森林の名称	概 要	森林の所在地・交通
諸戸山林のスギ・ヒノキ林	諸戸山林は、奏野市最北部の寺山地域に位置する森林である。このスギ・ヒノキは、諸戸林業の創始者、諸戸精六氏が明治30年頃植栽を始め、手塩にかけて育てたものである。関東大震災では大打撃を受けたが、その後の復旧活動などにより県内では屈指のスギ、ヒノキの美林となっており、手入れも行き届き見本林としての価値も高い。	・ 奏野市寺山 ・ 小田急線「奏野」駅からヤビツ峠行バス終点下車、徒歩30分
西丹沢（県民の森）大正の森	大正4年に植栽され、関東大震災の際にも生き残り現在に至っている。樹齢70年余、樹高25m、直径40cm、総本数800本に及ぶスギ、ヒノキの人工林で、計画的に規則正しく植えられており大変美しい植林地である。 林内は西丹沢県民の森として、散策路や休憩所が設置され県民の憩いの場所となっている。	・ 山北町玄倉 ・ 小田急線「新松田」駅またはJR御殿場線「松田」駅から西丹沢行（玄倉経由）・中川行（玄倉経由）バス「玄倉」下車、徒歩1時間20分
西丹沢ユーシンの森	山北町の玄倉川の溪谷沿いの平坦地に広がるヒノキの植林地で、ユーシンロッジに隣接する。 西丹沢一のヒノキの植林地と言われ、下草刈りや枝打ちなど保育管理が行き届いた見事なヒノキの純林がみられる。 また、秋のユーシン溪谷の紅葉は大変美しく有名である。	・ 山北町玄倉 ・ 小田急線「新松田」駅またはJR御殿場線「松田」駅から西丹沢行（玄倉経由）・中川行（玄倉経由）バス「玄倉」下車、徒歩3時間

森村山林のヒノキ林	森村山林のヒノキ林は、明治の終わり頃当時の寄村共有地を買い受けた森村市左衛門氏によって植林されたのが初めてである。大正12年の関東大震災では甚大な被害を受けたが、松田町の近代林業の発祥の地として数多くの手がかかり、創業以来約80年、美しいヒノキの林に成長した。	・ 松田町寄 ・ JR御殿場線「松田」駅（休祭日は小田急線「新松田」駅）から寄行バス終点下車、徒歩1時間
丹沢大洞のケヤキ林	丹沢大洞のケヤキ林は、「県民手づくりの森」として整備された林である。もともとは御料林であったが、その頃にスギ、ヒノキ、ケヤキ、ホオノキなどが植栽された。 その後県有林に払い下げられ、1970年にスギ、ヒノキが伐採された後は、ケヤキを中心にした落葉広葉樹の美しい林が広がっている。	・ 清川村煤ヶ谷 ・ 小田急線「秦野」駅からヤビツ峠行バス終点下車、徒歩2時間
姫次のカラマツ林	姫次は津久井町の青野原から焼山、黍殻山を経て犬越路へ抜ける東海自然歩道の中で、蛭ヶ岳への分岐点にあたる。 カラマツは北海道や中部地方でよく造林が行われているが、県下ではめずらしくこの地に見られるのみである。カラマツ独特の樹形は、新緑から紅葉まで私たちの目を楽しませてくれる。	・ 津久井町鳥屋 ・ JR横浜線「橋本」駅から三ヶ木行バス終点で東野行バス「焼山登山口」または「西野々」下車、徒歩3時間45分
檜洞丸のブナ林	檜洞丸は、丹沢山塊の中でも美しいブナ林が広く生育していることで知られている。檜洞丸山頂と尾根筋にはリョウブやカエデ類をわずかに交えるブナ林が広がり、太平洋側のブナ林の典型として学術的にも貴重である。 また、ブナ林の中に群生するヤシオツツジは、その開花期に可憐な花を咲かせ、大変美しい。	・ 山北町中川、津久井町青根 ・ 小田急線「新松田」駅またはJR御殿場線「松田」駅から西丹沢行バス終点下車、徒歩3時間20分

丹沢札掛のモミ林	モミは、太平洋側の山地によく見られる常緑針葉樹であるが、ここはモミだけでなくイヌブナ、イヌシデなどの落葉樹やシキミ、ウラジログシなどの常緑樹も生育している。秋の紅葉時には高木層の緑色を背景に、下層の色づいた落葉広葉樹とのコントラストが美しい。 大山のモミ林と同様に県の天然記念物である。	・ 清川村煤ヶ谷 ・ 小田急線「秦野」駅からヤビツ峠行バス終点下車、徒歩 1 時間 45 分
大山のモミ林	大山は、古くから霊山として庶民の信仰の対象とされ、大山のモミはそのような背景のもとで阿夫利神社の社叢林として保護されてきた。 自然のモミ林は、県内はもとより全国的にもめずらしく、イヌシデ、コナラ、イロハモミジなどの夏緑広葉樹と調和して生育しており、季節的に変化して大変美しい。	・ 伊勢原市大山 ・ 小田急線「伊勢原」駅から大山ケーブル行バス終点下車、徒歩 10 分、大山ケーブル「下社」下車
丹沢堂平のブナ林	丹沢山東側の山腹に広がる堂平のブナ林は、檜洞丸のブナなどとともに本県を代表するブナ林の一つである。ここ堂平のブナは、樹高が20mを超え均整のとれたブナ本来の美しい樹形を持ち、新緑から紅葉まで一年中美しい姿を楽しめる。 またブナ林の下側に広がるシオジ林も、県下では貴重なものである。	・ 清川村宮ヶ瀬 ・ 小田急線「秦野」駅からヤビツ峠行バス終点下車、徒歩 5 時間 ・ 小田急線「本厚本」駅から宮ヶ瀬行バス「馬場」下車、徒歩 4 時間

(平成 2 年 3 月発行の「かながわの美林 50 選」より)

9 「丹沢大山保全計画」策定経過

平成 5年 4月 丹沢大山自然環境総合調査企画委員会設置

〈総合調査企画委員会委員名簿〉

	氏 名	所 属
委員長	新 堀 豊 彦	神奈川県自然保護協会
	青 砥 航 次	丹沢自然保護協会
	大 沢 洋一郎	丹沢自然保護協会
	小 池 敏 夫	横浜国立大学
	遠 山 三樹夫	横浜国立大学
	浜 口 哲 一	平塚市博物館
	古 林 賢 恒	東京農工大学
	龍 崎 成 人	神奈川県自然保護課（～H6. 3. 31）
	栗 原 勝	同（H6. 4. 1～H7. 5. 31）
	高 橋 俊 雄	同（H7. 6. 1～）
	鶴 見 侑 久	丹沢大山自然公園管理事務所（～H6. 3. 31）
	金 子 穂 積	同（H6. 4. 1～H8. 3. 31）
	青 柳 貞 夫	同（H8. 4. 1～）
	折 原 健	（財）神奈川県自然公園協会（～H7. 3. 31）
	赤 羽 尚 夫	（財）神奈川県公園協会（H7. 4. 1～）

平成 5年 4月 丹沢大山自然環境総合調査団決団式（調査開始）

平成 6年 6月 丹沢大山自然環境総合調査第1回中間報告会

平成 7年11月 丹沢大山自然環境総合調査第2回中間報告会

平成 9年 3月 丹沢大山自然環境総合調査報告書の刊行

平成 9年 4月 丹沢大山自然環境保全対策推進会議設置

〈推進会議構成〉

環 境 部	環境部次長（座長）、環境政策課長、大気保全課長、水質保全課長、自然保護課長、環境科学センター大気環境部長、同水質環境部長、自然保護センター所長、丹沢大山自然公園管理事務所長
農 政 部	企画担当課長、林務課長、水源の森林推進室長、森林研究所研究部長
土 木 部	砂防課長、企画担当課長
企業庁水道局	工務課長

〈推進会議作業部会構成（次の所属の職員のうち所属長が指定する者）〉

企 画 部	足柄上地区行政センター環境部、同林務部
環 境 部	自然保護課課長代理（座長）、環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、環境科学センター大気環境部、同水質環境部、自然保護センター、丹沢大山自然公園管理事務所
農 政 部	農政総務室、林務課、水源の森林推進室、森林研究所研究部、県有林事務所
土 木 部	土木総務室、砂防課、平塚土木事務所
企業庁水道局	水質センター

平成 9 年 5 月 丹沢大山自然環境保全対策検討委員会設置

〈検討委員会委員名簿〉

	氏 名	所 属	専 門 分 野
委員長	新 堀 豊 彦	神奈川県自然保護協会	自然保護全般
	飯 村 武	関東学院大学	自然保護全般
	遠 山 三樹夫	横浜国立大学	植物生態学
	中 村 道 也	丹沢自然保護協会	自然保護全般
	古 林 賢 恒	東京農工大学	森林生物保全学
	星 澤 一 昭	日本鳥類保護連盟	自然保護全般

平成 9 年 5 月 第 1 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議
（保全対策推進体制の確認、丹沢大山の自然環境の現況・課題の把握）

平成 9 年 5 月 第 1 回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会
（保全対策推進体制の確認、丹沢大山の自然環境の現況・課題の把握）

平成 9 年 6 月 平成 9 年度かながわ新みどり計画推進会議
（丹沢大山自然環境総合調査の結果及び丹沢大山保全計画策定の基本方針等について報告）

平成 9 年 7 月 第 1 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会
（丹沢大山保全計画の位置づけ、目標、基本方針等について検討）

平成 9 年 7 月 第 2 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会
（丹沢大山保全計画の施策体系、施策の方向等について検討）

平成 9 年 7 月 第 2 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議
（丹沢大山保全計画の位置づけ、目標、基本方針、施策体系、施策の方向等について検討）

平成 9年 8月	第 2 回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (丹沢大山保全計画の位置づけ、目標、基本方針、施策体系、施策の方向等について検討)
平成 9年 8月	平成 9 年度第 1 回自然環境保全審議会自然保護部会 (丹沢大山自然環境保全対策について報告)
平成 9年10月	第 3 回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (エリア別の施策展開、主要施策、主要プロジェクトについて検討)
平成 9年10月	第 3 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 (エリア別の施策展開、主要施策、主要プロジェクト、関連する事業について検討)
平成 9年10月	第 3 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 (エリア別の施策展開、主要施策、主要プロジェクト、関連する事業について検討)
平成 9年12月	第 4 回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (自然環境配慮のガイドライン、県民参加、市町村等との連携、エリア別の環境管理目標、関連する事業について検討)
平成 9年12月	平成 9 年 1 2 月県議会定例会 水資源・みどり対策特別委員会 (「丹沢大山の自然環境保全対策の推進について」が調査事項となり、丹沢大山保全計画の検討状況等について説明)
平成10年 1月	第 5 回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (ブナの立ち枯れ地域の保全対策のあり方について検討)
平成10年 1月	第 4 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 (自然環境配慮のガイドライン、県民参加、市町村等との連携、エリア別の環境管理目標、平成 1 0 年度の緊急対策事業について検討)
平成10年 2月	第 4 回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 (自然環境配慮のガイドライン、県民参加、市町村等との連携、エリア別の環境管理目標、平成10年度の緊急対策事業について検討)
平成10年 2月	平成 9 年度第 2 回自然環境保全審議会自然保護部会 (丹沢大山保全計画の検討状況について報告)

平成10年 3月	第6回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 3月	第5回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 3月	第5回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 5月	第7回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 5月	第6回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 6月	第6回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 7月	平成10年度第1回かながわ新みどり計画推進会議 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の報告)
平成10年 7月	第8回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 8月	第7回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 8月	第7回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)の検討)
平成10年 8月	平成10年度第1回自然環境保全審議会自然保護部会 (丹沢大山保全計画の素案(検討案)について、概要を報告)
平成10年10月	平成10年9月県議会定例会 水資源・みどり対策特別委員会 (「丹沢大山保全計画の検討状況について」が調査事項となり、検討の方向等について説明)
平成10年10月	丹沢大山保全計画の素案の作成
平成10年10月	市町村説明会 (丹沢大山保全計画の素案の説明、意見交換)

平成10年10月	丹沢大山の保全を考える集い（参加者を公募） （丹沢大山保全計画の素案の説明、意見交換）
平成10年10月	第9回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 （丹沢大山保全計画（案）の検討）
平成11年 1月	第10回丹沢大山自然環境保全対策検討委員会 （丹沢大山保全計画（案）の検討）
平成11年 1月	第8回丹沢大山自然環境保全対策推進会議作業部会 （丹沢大山保全計画（案）の検討）
平成11年 1月	第8回丹沢大山自然環境保全対策推進会議 （丹沢大山保全計画（案）の検討）
平成11年 2月	平成10年度第2回かながわ新みどり計画推進会議 （丹沢大山保全計画（案）の報告）
平成11年 2月	平成10年度第2回自然環境保全審議会自然保護部会 （丹沢大山保全計画（案）の報告）
平成11年 2月	平成11年2月県議会定例会 県民環境常任委員会 （丹沢大山保全計画（案）の報告）
平成11年 3月	平成11年2月県議会定例会 水資源・みどり対策特別委員会 （「丹沢大山の自然環境保全対策の推進について」が調査事項となり、丹沢大山保全計画（案）について説明）
平成11年 3月	丹沢大山保全計画決定（15日）